

(案)

業務委託契約書

公益財団法人児童育成協会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、甲が委託する令和3年度企業主導型保育事業財務審査業務に関し、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、甲の以下の業務（以下「本件委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。なお、本件委託業務の詳細は、添付「令和3年度企業主導型保育事業財務審査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）記載のとおりとする。

- (1) 一次審査 財務適格性の確認
- (2) 二次審査 定量的評価（財務状況）
- (3) これらに付随する一切の業務

2 乙は、本件委託業務の遂行にあたり、業務処理計画を立案し、従業員を適正に配置し、従業員に対する指導監督と教育指導を行う等、誠実かつ善良なる管理者の注意をもって本件委任業務の遂行にあたるものとする。

第2条（契約期間）

本契約は、令和3年 月 日から令和3年3月末日までとする。

第3条（業務委託費用等）

甲は、乙に対し、本件委託業務の遂行にあたり、以下の業務委託費用を支払う。

金 円（うち消費税額 円）

2 旅費、通信費、印刷費、研修費等を含め、本業務に要する経費は全て乙が負担すること。

（※ただし、仕様書内3（2）①で示した、法人決算書リーディングシステム使用費用については甲負担とする。）

3 甲は、本契約に関し発生したか否かにかかわらず、甲が乙に対し有する債権と、前項の乙に対する業務委託費用支払債務とを、対等額において相殺することができる。

4 甲は、乙が第4条の報告義務を履行した場合、報告日の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振込むものとする。なお、協会が必要と認めた場合は委託費の30%以内の額で概算払を行う。

第4条（報告義務）

乙は、甲に対し、添付の仕様書で定める確認・報告等を令和3年8月31日までに完了しなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、本件委託業務の実施状況等を示す作業表その他必要な資料を甲の定めた期日までに提出し、その承認を受けなければならない。

第5条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、あらかじめその旨

(案)

を書面により通知しなければならない。

- (1) 法人の名称又は商号の変更
- (2) 振込先指定口座の変更
- (3) 代表者の変更
- (4) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

第6条（権利義務の譲渡・再委託の禁止）

乙は、本契約上の地位を第三者に譲渡しまたは承継させてはならない。また、本契約から生ずる権利および義務を第三者に譲渡し若しくは引受けさせてはならない。

- 2 乙は、甲による事前の承諾がないかぎり、本件業務の全部または一部を第三者に再委託できないものとする。なお、甲が承認し乙が再委託した場合といえども、乙は、甲に対し、再委託を行った第三者に起因する一切の損害を賠償する義務を負うものとする。

第7条（解除）

甲または乙が、次の各号に該当したときは、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。なお、この場合でも、損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 正当な理由なく本契約に定める義務の履行を怠り、催告してもなお誠意を示さないとき
- (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消などの処分を受けたとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これに準じる手続が開始されたとき
- (4) 破産、会社更生または民事再生、特別清算の手続開始の申立てがあったとき
- (5) 自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは切手を不渡りとなり、または支払停止状態に至ったとき
- (6) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止、重要な営業の譲渡または会社の解散を決議したとき
- (7) 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- (8) 相手方の信用、名誉を失墜させる等の背信的行為があったとき
- (9) 第9条（反社会的勢力の排除条項）に該当する場合
- (10) その他、資産、信用又は支払い能力に重大な変更が生じたとき

第8条（損害賠償）

乙は、本契約に関して自らの責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、甲に対して損害の全て（弁護士費用を含む）を賠償する責を負う。

- 2 乙は本業務の実施に伴い、乙が第三者に与えた損害は、甲の責めに帰すべきものを除き、乙において処理すること。なお、損害発生時には乙から甲へ速やかに口頭ならびに書面にて報告すること。

第9条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、次の各号の事項を確約する。なお、本条は、契約締結後に自らまたは役員が各号に該当するに至った場合にも適用する。

(案)

- (1) 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- 2 前項により損害を被った当事者は、相手方に対し、第8条に基づき損害の賠償を請求することができる。
 - 3 第1項により本契約を解除された当事者は、損害賠償、その他名目の如何にかかわらず、相手方に対し何らの請求もすることができない。

第10条（機密保持）

乙は、本契約に関連して知りえた甲の業務上、技術上の事実、資料、情報等を秘密情報として保持し、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に一切開示、提供等してはならない。ただし、下記各号の場合を除く。

- (1) 本取引に関与する自己の役員、従業員に、必要な範囲において利用させる場合
 - (2) 業務上、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他法令上守秘義務を負う者に開示する必要がある場合
 - (3) 裁判所その他の政府機関より、法令に基づき開示を強制される場合
- 2 前項の義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - (1) 開示を受けた時、既に保有し又は既に公知であったもの
 - (2) 開示後、自己の責によらず公知となったもの
 - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (4) 独自に開発したもの
 - 3 乙は、第1項(1)の場合、自己の役員及び従業員に対し、事前に本条を遵守するよう指導するものとし、自己の役員及び従業員の行為についての全ての責任を自ら負担するものとする。
 - 4 乙が前3項に違反したときは、甲に対して、その生じた一切の損害を賠償する。
 - 5 本条は、本契約の有効期間中のみならず本契約終了後も有効とする。

第11条（契約終了後の処理）

甲および乙は、本契約が終了したときは、相互にすでに確定した債権債務について、速やかにこれを清算するものとする。

- 2 乙は、本契約が終了した場合、直ちに本件委託業務を中止し、甲に対して事務の引継ぎを行い、本契約に基づき甲から預託・貸与された事務処理マニュアル等の物品(本契約に基づき提供されたデータ類及びこれらが記録された電子媒体等を含む)を、速やかに甲の指示に基づき返還或いは破棄するものとする。
- 3 乙は、本契約の終了後、甲の名称等を使用するなど、第三者から甲または甲の業務を受託した者と誤認されるような行為をしてはならない。

(案)

第12条 (協議)

甲および乙は、本契約に定めのない事項または本契約に関する解釈上の疑義については、甲乙協議の上解決するものとする。

第13条 (合意管轄)

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合、甲の事務所所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約締結を証するため本証書を2通作成し、甲乙記名押印の上各一通ずつを保有するものとする。

令和3年 月 日

委託者 (甲) 東京都千代田区四番町2-12
四番町THビル6階
公益財団法人児童育成協会
理事長 鈴木 一光 印

受託者 (乙)